

# iKeeper 登録規約

## 第1条（目的）

本規約は、iKeeper（第2条に定めるものをいう）が、株式会社あいりぺ（以下「当社」という）が提供するサービス「あいりぺ」（第2条に定めるものをいう）に登録し、顧客に修理サービスを提供することに関し、当社と iKeeper との間の契約関係につき定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

本規約における用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 「デバイス」とは、携帯電話端末の総称のことをいう。
- (2) 「あいりぺ」とは、当社が提供する、デバイスの修理を依頼する顧客と修理を行う者とのマッチングを行うサービスのことをいう。
- (3) 「iKeeper」とは、本規約を承認のうえ、あいりぺに修理を行う者として登録することを申し込み、当社が承認した個人及び法人並びに団体をいう。
- (4) 「本契約」とは、本規約を内容とする当社と iKeeper との間の契約をいう。
- (5) 「パーツ」とは、デバイスを修理する際に必要となる部品のことをいう。

## 第3条（当事者の独立性等）

- 1 当社及び iKeeper は、それぞれ独立した事業者であり、当社は iKeeper に対して、デバイスの修理を希望する者との間のマッチングの機会を提供するに過ぎず、本契約は、iKeeper に対して、当社の代理人、受任者、共同経営者、従業員又は使用人たる地位を付与するものではない。
- 2 当社は、iKeeper の債務を保証ないし引き受けるものではない。
- 3 iKeeper は、自己の判断と経営責任のもとで、デバイス修理業を営むに過ぎず、当社はその売上又は成功を保証するものではない。

## 第4条（当社の基本的業務）

- 1 当社は、本契約の有効期間中、iKeeper が本契約の各条項を誠実に遵守することを条件として、iKeeper をあいりぺ上で、修理依頼先として表示する。なお、当社は、天変地異、サーバーの不調等当社の責めに基かない事由によりあいりぺに不具合が生じた場合及びバージョンアップ等に伴い一時的にサービスを中断する場合であっても、それによって iKeeper に対して生じた損害について、何らの責任を負わない。
- 2 当社は、あいりぺの統一的なイメージを維持するために、iKeeper に対する次の業務を行うものとする。
  - (1) デバイスの修理に使用するパーツの提供
  - (2) 修理に赴く際に持参する各種工具等の提供
  - (3) デバイスの修理に関する技術指導

#### 第5条（初期研修、登録の申込及び承諾）

- 1 iKeeper となることを希望する個人及び法人並びに団体（以下「iKeeper 希望者」という）は、当社が主催する当社所定の研修を最低1回受講しなければならない。また、研修に参加するための交通費・宿泊費等については、iKeeper が負担する。
- 2 iKeeper 希望者は、本規約の内容を理解し、承諾したうえで、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、署名・押印して、当社に当社所定の研修及び本契約の締結を申し込む。
- 3 iKeeper 希望者は、前項の研修の内容を十分に理解し、一定の技術を習得したと当社が認めた場合に iKeeper となることができる。当社は、iKeeper 希望者が当社所定の研修を受講したにもかかわらず、その研修の内容を十分に理解し、かつ、一定の技術を習得したと認められない場合には、当該 iKeeper 希望者を iKeeper となることに承諾しない。なお、この場合であっても、当該研修の受講料等の返金は行わない。
- 4 iKeeper 希望者は、第1項に定める研修受講後、当社が指定する各種書類を提出し、本契約に定める登録金及び研修費を支払わなければならない。
- 5 当社は、iKeeper 希望者が提出した申込書その他の書類の内容、本条に定める研修の習得状況等を勘案して、当該 iKeeper 希望者を iKeeper と認定してあいいりへの登録するか否かを決定する。当社が iKeeper 希望者の申込を承諾したときに、当社と iKeeper 希望者との間で本契約が成立する。

#### 第6条（登録申込に対する承諾の撤回）

前条第5項により当社が iKeeper 希望者の申込に対して承諾の意思表示をした後であっても、iKeeper 希望者が次のいずれかに該当することが判明した場合には、当社はその承諾の意思表示を撤回することができる。当社が承諾の意思表示を撤回した場合には、当社は、以後いかなる場合にも当該 iKeeper 希望者に対して、何らの義務を負わない。

- （1）当社所定の申込書に虚偽の事項を記載しもしくは記入漏れがある場合又はそのおそれのある場合
- （2）第30条第1項（反社会的勢力との取引排除）に該当する場合
- （3）本契約に違反するおそれがあると当社が判断する場合
- （4）その他当社が不相当と判断する相当の理由がある場合

#### 第7条（登録金）

- 1 iKeeper は、当社に対して、あいいりへの登録費、マニュアル等のノウハウの開示、当社の商標その他営業上の象徴の使用許諾及び修理サービス開始の支援等の対価として当社所定の登録金を支払う。
- 2 iKeeper は、登録金を支払った後は、いかなる理由によっても、当社に対して、その返還を求めることができない。

## 第8条（ロイヤリティ）

iKeeper は、当社に対してあいりぺを通して受注した修理サービスに関する売上（消費税抜き）の当社所定の料率に相当する金額に消費税額を加算した金額を顧客紹介及び標章の使用等のロイヤリティとして支払う。

## 第9条（パーツの売買）

- 1 iKeeper は、当社に対して当社所定の方法で、パーツの購入を申し込むことができる。
- 2 当社が前項の申込につき当社所定の方法で受注の意思を表示したときに、当社と iKeeper の間に当社が受注の意思を表示した種類、数量のパーツにつき売買契約が成立する。なお、当社は、iKeeper の全ての申込に対して、受注する義務を負うものではなく、iKeeper は、パーツの供給が困難になる事態が生じることを承諾する。
- 3 当社は、iKeeper からの注文を承諾した後でも、iKeeper の信用状態が悪化した場合等には、納品を中止することができる。
- 4 iKeeper は、修理に使用するパーツを当社から購入することがあいりぺ全体の水準と統一されたイメージを維持するために必要かつ有益であることを認識し、あいりぺを通じて受注したデバイスの修理サービスに際しては、当社から購入したパーツのみを使用するものとし、他のパーツを使用することはできない。iKeeper が当該規定に違反した場合には、当社に対して違約金 100 万円を直ちに支払うものとする。
- 5 iKeeper が前項の規定に違反し、顧客との間において何らかのトラブルが生じた場合、iKeeper は自らそれに関する一切の責任を負い、当社に迷惑をかけないことを保証する。

## 第10条（納品）

当社は、当社が定める期日までに、当社所定の方法で iKeeper にパーツを納品する。当社は、当該納期について、パーツの仕入状況等に応じて、合理的な範囲内で変更することができ、この場合、当社は納品期日の変更につき、一切の責任を負わない。

## 第11条（検収）

- 1 iKeeper は、当社から納品を受けたパーツについて、その受領後 3 日以内に数量不足及び外形上の瑕疵がないかを検査し、問題があるときは速やかに当社に通知しなければならない。また、iKeeper は、問題がある場合には、その理由も合わせて通知するものとする。
- 2 納品後、3 日以内に、iKeeper から当社に前項の通知がなされない場合には、当該パーツは検査に合格し、これにより当社の iKeeper に対する納品は完了したものとし、その後は、iKeeper は、当社に対して、納品物の数量不足、外形上の瑕疵を主張することはできない。
- 3 当社は、本条第 1 項の問題があると認めた場合には、速やかにパーツの再納品を行うものとし、この再納品についても、本条第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。

## 第12条（支払）

iKeeper は、当社に対して、パーツの代金を以下の方法で支払う。

- （1）当社指定の期日までに、当社指定の銀行口座に振り込み送金の方法
- （2）パーツの購入金額が当社所定の金額を超過する場合には、前払い等、当社が別途指定する方法

## 第13条（所有権の移転等）

- 1 パーツの所有権は、第12条第1項の検収終了時に iKeeper が代金を支払ったときに、当社から iKeeper に移転する。
- 2 パーツに関する危険負担は、当社から iKeeper へのパーツ発送時に当社から iKeeper に移転する。

## 第14条（瑕疵担保責任等）

- 1 パーツに隠れた瑕疵があることが発見された場合については、民法及び商法の適用はなく、当社は、第12条第2項による納品日から1ヶ月以内に限り、当社の選択により、無償で、パーツの修理、交換を行う。
- 2 当社は、iKeeper に対して、パーツに関する製造物責任を負わない。

## 第15条（iKeeper の基本的な業務及び義務）

- 1 iKeeper は、あいりぺ上の修理者への登録を申請するに当たり、当社に対して、対応可能エリア、時間等、当社指定の事項を申し出なければならない。なお、当社は、iKeeper に対して、対応可能エリアでの排他的かつ独占的な営業の権利を与えるものではない。
- 2 iKeeper は、あいりぺに登録する前に、顧客から修理依頼があった場合に対応するだけの体制を整えなければならない。また、あいりぺ上において、顧客から修理依頼があった場合には、原則としてこれを受注するよう努めなければならない。
- 3 iKeeper は、あいりぺの登録の修理者として、あいりぺの統一的なイメージ、水準、信用及び評価を低下させるような行為をしてはならない。
- 4 iKeeper は、第5条第1項に定める研修の他、新デバイスの発売等の際に、当社が品質向上のために研修を開催する場合には、積極的に当該研修を受講する。また、iKeeper にデバイスを修理するに足りる技能がない場合等、当社が必要と判断する場合には、当社所定の再研修を受けなければならない。
- 5 iKeeper は、当社への支払に関して、以下の内容に従う。
  - （1）当社に対して振込送金の方法により支払う際には、振込手数料を負担すること
  - （2）本契約に基づく支払を怠ったときは、未払額につき年率14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払うこと
  - （3）当社において、iKeeper の間に本契約又はその他の契約等に基づく債権債務がある場合に任意に相殺することにつき、異議を申し出ないこと

#### 第16条（顧客との修理サービス契約）

- 1 iKeeper は、修理サービスを提供する際には、あいりぺの商標を使用しなければならない。  
iKeeper は、自身が顧客との間でデバイス修理に関する契約を締結することを認識し、その旨顧客に伝えたくて、修理を行わなければならない。また、顧客との紛争については、自らの責任で、その一切を解決しなければならない。
- 2 iKeeper は、第5条第1項に定める研修その他当社が提供するデバイスの修理に関する正確な情報を理解したうえで、当社所定の工具を持参し、当社から購入したパーツを使用する等当社所定の方法で、善良な管理者の注意をもってデバイスの修理を行う。
- 3 iKeeper は、デバイスの修理を行うに際し、当社に対する顧客等の信頼を傷つけないよう最大限の注意を払わなければならない。
- 4 iKeeper は、あいりぺ全体の水準と統一されたイメージを維持するために、当社の指定する標準価格に基づいて、修理サービスの価格を決定しなければならない。

#### 第17条（宣伝・広告等）

- 1 iKeeper は、あいりぺを紙媒体やWEB上等で宣伝する際には、事前に当社にその旨、連絡しなければならない。また、その際には、あいりぺに関する商標等が当社に帰属することを明示しなければならない。
- 2 当社は、iKeeper が行うあいりぺに関する宣伝が不適切と判断する場合には、iKeeper に対して、その修正または削除を求めることができ、iKeeper はこれに従わなければならない。

#### 第18条（商標の使用許諾、権利の帰属等）

- 1 当社は、iKeeper に対し、本契約の有効期間中、次の事項を遵守することを条件として、当社指定の商標その他のマーク（以下、「本件標章等」という。）を使用することを許諾する。
  - (1) iKeeper は、あいりぺから受注し、または受注した修理サービスについてのみ使用し、それ以外に本件標章等を使用してはならず、第三者をして使用させてはならない。
  - (2) iKeeper は、本件標章等の使用に当たっては、当社の指示に従わなければならない。
- 2 iKeeper は、当社が本件標章等に関する権利を有し、その使用に関する排他的権利を有する事を確認する。
- 3 iKeeper は、本件標章等と同一又は類似の標章を、自己を権利者とする商号、商標及びドメイン名として使用、出願及び登録してはならない。
- 4 本件標章等及びあいりぺの提供に関し生ずる著作権、特許権等の知的財産権は、当社に帰属し、本契約の締結及びパーツの販売によって、iKeeper に移転することはない。
- 5 iKeeper は、第三者が本件標章等に関して、当社の知的財産権等を侵害するおそれのある行為を行っていることを発見した場合には、速やかに当社に連絡しなければならない。
- 6 iKeeper は、本契約が終了した場合、本件標章等の使用を直ちに中止するものとし、本件標章等の表示を直ちに抹消しなければならない。

#### 第19条（顧客からの苦情処理）

- 1 iKeeper は、顧客からあいりぺ又は自身の行うデバイスの修理サービスについて苦情等を受けた場合は、当社に対し、当社所定の方法で、速やかにその旨の報告を行う。また、iKeeper は、その責任をもって苦情等に対し適切な措置を講じると共に、当社に対し、その苦情及び処理の詳細を書面にて報告し、当社の指示に従う。
- 2 当社が、顧客から、iKeeper と顧客との間の修理サービスに係る苦情、法的措置等を受けた場合には、当社がその解決に要した合理的な範囲の費用（弁護士費用等を含む）については、iKeeper が負担する。

#### 第20条（守秘義務）

- 1 iKeeper は、本契約遂行の過程で知り得た当社の技術情報及び当社の事業活動に有用な営業上の情報の一切を秘密として保持し、第三者に開示、漏洩してはならないものとし、また、本契約の目的以外に使用してはならない。
- 2 iKeeper は、当社から提供を受けたマニュアル、文書その他当社の秘密情報が記載された一切の資料を厳重に保管しなければならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、iKeeper は、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、同項に定めるいずれの義務も負わない。
  - (1) 開示、提供の際に既に公知となっている情報
  - (2) 開示、提供以前に既に保有していた情報
  - (3) 開示、提供後に自己の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
  - (4) 開示、提供後に自己の独自の開発により知得した情報
  - (5) 開示、提供後に正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに適法に知得した情報

#### 第21条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本契約遂行の過程で、iKeeper より氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び E-mail アドレスその他の情報を取得する。
- 2 当社が前項に基づき取得する情報の具体的な利用目的は以下のとおりである。
  - (1) 本契約に関する申込の本人確認並びに本契約の遂行及び改善のため
  - (2) 本契約に関する案内、問い合わせ等への対応のため
  - (3) 本契約に関する当社の諸規定に違反する行為への対応のため
  - (4) 本契約の変更等を通知するため
  - (5) 上記の各利用目的に付随する利用目的のため
- 3 当社は、前2項に定めるものの他、別途定めるプライバシーポリシーに基づき、iKeeper の個人情報を取り扱う。
- 4 iKeeper は、あいりぺを通じて受注した修理サービスを履行するに当たり当社から個人情報を取得する際には、個人情報の取扱いにつき、当該個人の権利を侵害することがないよう個人情報の保護に関する法律等の関連法令に従って慎重な取扱いを行うものとし、当該

個人情報取扱いに関して第三者との間で紛争が生じた場合には、自らの責任、費用でこれを解決しなければならない。

- 5 iKeeper は、修理サービスの履行に関して顧客から個人情報を取得する際には、利用目的、第三者提供の有無その他必要事項を顧客に対して正確かつ明確に示さなければならず、当社の業務の遂行のためにその情報を当社に提供することがあることを顧客に対して明示しなければならない。

#### 第22条（第三者への再委託の禁止）

iKeeper は、あいりぺに基づいて修理サービスを受注した場合、その業務の一部又は全部を、第三者に再委託してはならない。

#### 第23条（権利義務譲渡の禁止）

iKeeper は、本契約上の権利又は義務を第三者に譲渡、貸与又は担保提供する等の行為をしてはならない。

#### 第24条（有効期間等）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。
- 2 本契約の有効期間前に、当社が所定の課題等を設定し、修理サービスに必要な知識・技術の確認を求めた場合、iKeeper が当社の承認を得た場合にのみ、同一の条件をもって1年間、本契約が更新されるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、iKeeper に対して書面による通知又はオンライン上の告知を行うことにより、本契約を将来に向かって解約することができる。その場合、当社は iKeeper に生じるいかなる損害についても責任を負わない。
- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、iKeeper は、契約有効期間中であっても、当社に対して3ヶ月前の通知をすることによって本契約を解約することができる。

#### 第25条（解除）

- 1 当社は、iKeeper が次のいずれかに該当すると判断した場合、何らの催告なしに、iKeeper をあいりぺの修理候補者から抹消し、本契約に基づくパーツの販売を停止もしくは中止し、又は本契約及びパーツの売買契約の全部又は一部を解除することができるものとする。また、かかる事由が発生したときは、iKeeper は直ちに期限の利益を喪失し、当社に対する一切の債務につき直ちに支払わなければならない。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 破産、民事再生の申立があされたとき
- (3) 支払停止もしくは支払不能となったとき（手形又は小切手の不渡りを起こした場合を含む）
- (4) 前号に定めるものの他、iKeeper の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (5) 死亡したとき又は営業停止となったとき

- (6) 販売方法、取扱商品等について行政当局又はその他の公的機関による改善命令、排除勧告、その他の処分又は注意を受けたとき
  - (7) サービス方法、取扱商品等が公序良俗に反すると当社が判断したとき
  - (8) 当社のお名前もしくは信用を毀損し、又はそのおそれのある行為を行ったとき
  - (9) 法令に違反する行為を行ったとき
  - (10) 理由の如何を問わず、あいつの顧客からのクレームがあったとき
  - (11) その他当社が解除を合理的と判断する相当の理由があるとき
- 2 前項の規定は、当社の iKeeper に対する損害賠償請求を妨げない。また、当社が前項の規定に基づきパーツの販売を停止もしくは中止し、又は本契約を解除した場合であっても、当社は iKeeper から受領済みの代金等の返還義務を負わない。

## 第26条（契約終了の効果）

- 1 iKeeper は、本契約が終了した場合、本契約に基づく一切の権利を失う。
- 2 iKeeper は、本契約の終了と同時に、当社の指示に従い、次の各号に定める事項を実施する。この場合の費用は iKeeper が負担する。
  - (1) 本契約その他の合意に基づき当社に対して負担する全ての債務を弁済すること。
  - (2) iKeeper の登録を受けていると認められるような外装、広告等を撤去、削除すること。
  - (3) 当社が本契約に基づき使用を許諾した標章等の使用を全て停止し、iKeeper であったことを象徴する一切の表示を抹消・撤去すること。
  - (4) マニュアル等 iKeeper が保管している本事業に関する資料の一切を当社に返還すること。
- 3 前2項の定めに関わらず、iKeeper がこれらの措置を迅速に行わない場合、当社は、iKeeper の事業所等に立ち入り、iKeeper の費用負担をもって資料の撤去、抹消等の必要な措置を採ることができる。
- 4 本契約終了後といえども、第14条（瑕疵担保責任等）、第18条第3項（権利の帰属）、第20条（守秘義務）、第21条（個人情報情報の取扱い）、本項、第27条（損害賠償）、第30条（管轄裁判所）の規定は、継続して効力を有する。

## 第27条（損害賠償）

- 1 本契約に基づく業務の遂行にあたり、iKeeper が本契約に違反した場合及び iKeeper の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えた場合、iKeeper は、当社の被った全ての損害を賠償する義務を負う。
- 2 前項の場合において、当社と当該第三者との間において紛争が生じた場合、iKeeper は自己の責任と費用（合理的な範囲内で当社に発生した弁護士費用等の負担を含む）において当該紛争の解決にあたり、当社に一切の迷惑をかけない。
- 3 パーツに関する当社の iKeeper に対する損害賠償責任は、本契約に別途定める場合を除き、問題となったパーツの売買金額に制限されるものとする。



- 4 パーツ以外に関する当社の iKeeper に対する損害賠償責任は、本契約に別途定める場合を除き、iKeeper が当社に支払ったロイヤリティの金額に制限されるものとする。

#### 第 28 条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、当社に対して、iKeeper が本契約上で当社に対して負担する一切の債務について、iKeeper と連帯して保証する。
- 2 前項に定める連帯保証人の責任は、第 25 条に基づく本契約更新後も継続するものとする。
- 3 当社は、必要に応じて、iKeeper に対して、連帯保証人の追加又は変更を求めることができる。
- 4 iKeeper は、連帯保証人が死亡した場合やその経済状態に重大な変化が生じた場合、その旨を遅滞なく当社に通知する。

#### 第 29 条（反社会的勢力等との取引排除）

- 1 iKeeper は、次に定める事項を表明し、保証する。
  - (1) 自己が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと
  - (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
  - (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
  - (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
  - (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、当社に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
  - (6) 自己が自ら又は第三者を利用して、マルチ商法・ネットワークビジネスを行わないこと
- 2 当社は、iKeeper が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、iKeeper は当社に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとし、当社は iKeeper に対して、一切の責任を負担しない。

#### 第 30 条（管轄裁判所）

当社と iKeeper は、本契約に起因する紛争について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

#### 第 31 条（誠実解決義務）

本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、当社と iKeeper は、双方誠意をもって協議する。

### 第32条（届出事項の変更）

- 1 iKeeper が申込の際又はその後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合には、iKeeper は、当社所定の方法により、遅滞なくその旨を届け出なければならない。
- 2 前項の届出を怠ったことその他 iKeeper の責めに帰すべき事由により、当社から iKeeper への通知等の郵便物又は E-mail が到達遅延又は不到達になったとしても、かかる通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。
- 3 当社は本条第1項に基づいて iKeeper から受けた届出の変更内容を審査し、その内容如何によっては、パーツの販売を一時的に停止し又は本契約を解除することができる。

### 第33条（本規約の変更）

- 1 当社は、本契約の遂行上必要と認める場合には、iKeeper の承諾を得ることなく本規約を変更できる。
- 2 当社が、本規約の変更内容を iKeeper に通知又は当社の WEB 上で公表した後において、iKeeper があいりぺから修理サービスを受注した場合、当社からパーツを購入した場合及び当社が本規約の変更内容を iKeeper に通知又は WEB 上で公表した後3ヶ月経過した場合には、iKeeper は新しい規約を承諾したものとする。

以上

最終改訂日 2019 年 3 月 1 日